

# 会社法の改正に伴う会社法施行規則等の一部を改正する省令の公布

平成27年2月6日、平成26年6月20日に成立し、同月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」(以下「改正会社法」という)及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、また、企業結合に関する会計基準の改正等を踏まえ、平成26年11月25日より行われた意見募集を経て、会社法施行規則等の一部を改正する省令が公布された。改正省令は、一部の規定を除き、改正会社法の施行の日(平成27年5月1日)より適用される(改正省令附則1)。

併せて、法務省民事局参事官室より「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果」(以下「意見」という)が公表され、40通の意見が寄せられたこと並びに意見の概要及び意見に対する法務省の考え方が示された。

法務省民事局参事官室「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果」

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080119&Mode=2>

改正案からの変更点としては、一部の経過措置のほかは、定義、参照条文等の形式的な変更のみである。以下、その概要及び意見募集の結果として示された法務省の考え方の概要を紹介する。なお、本文中の引用条文は改正後のものである<sup>1</sup>。また、その他の改正内容については、以下の改正案についての解説を参照されたい。

会計・監査ニュースフラッシュ「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正案の意見募集」

<http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/news/jgaap-jgaas-news-flash/Pages/jgaas-news-flash-2014-11-25.aspx>

## I. 改正案からの変更点及び意見募集の結果として示された法務省の考え方の概要

### 1. 改正案からの変更点

#### (1) 株主総会参考書類の経過措置における「招集の手続の開始」の時点

原案の説明資料において、株主総会参考書類に関する経過措置として、「施行日前に招集の手続が開始された株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類については、なお従前の例による」とされていたが、ここで「招集の手続が開始された」の概念が不明確であった。

<sup>1</sup> 本文中の法令及び条数の略称…会社法(法)、会社法施行規則(施規)、会社計算規則(計規)

この経過措置は、改正省令の施行日前に改正前の会社法施行規則の株主総会参考書類に係る規律を前提に株主総会又は種類株主総会の招集手続が開始された場合、改正後の新たな規律を適用すると、改めて招集手続をやり直すことが必要になる等、無用な混乱やコストを生じさせるため、そのような事態を生じさせないように設けることとしたものとされている。このため、「招集の手続が開始された」の意義は、そのような招集手続のやり直しが必要になってしまう時点、すなわち株主総会参考書類の記載事項が(取締役会設置会社においては取締役会の決議によって)決定された時点を指すものとしている。

この点を明らかにするため、今回公布された改正省令附則における当該経過措置の文言を「施行日前に招集の手続が開始された株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例による」(改正省令附則2V)と変更されている(意見第3.2.(7)⑯)。

## (2) 社外取締役を置くことが相当でない理由の記載に係る経過措置

事業年度の末日において社外取締役を置いていない上場会社等の一定の株式会社は、社外取締役を置くことが相当でない理由を当該事業年度に係る事業報告の内容としなければならないこととされている(施規124Ⅱ)。この、社外取締役を置くことが相当でない理由は、会社の当該事業年度における事情に応じて記載等しなければならないこと、社外監査役が2人以上あることのみをもって当該理由とすることはできないことが明示されている(同Ⅲ)。

法務省の原案の概要説明においては、当改正に係る経過措置として「施行日以後に作成される事業報告」についてこれらの規定を適用するとしていたが、「作成」の意味が不明確であった。このため、「施行日以後に監査役の監査を受ける事業報告」についてこれらの規定を適用すると経過措置が設けられることとなった(附則2VIただし書、意見第3.2.(11)㉑)。監査役会設置会社においては、特定取締役(施規132Ⅳ)が監査役会の監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役の監査を受けたものとするものとされているため(施規132Ⅱ)、施行日以後に特定取締役が監査役会の監査報告の内容の通知を受ける場合には当該経過措置が適用されず、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告に記載等しなければならないこととなる。

## (3) その他の変更点

その他、完全親会社等の定義の追加(施規2Ⅱ⑱)、各条文中における参照条文番号の変更等(施規2Ⅱ㉑、76Ⅳ④、97Ⅱ、111Ⅲ⑤等)が行われている。

## 2. 意見募集の結果として示された法務省の考え方

### (1) 内部統制システムの整備に関する規定

いわゆる内部統制システムの整備に係る規定に関して、①改正法による「当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」の整備の会社法への格上げ(法348Ⅲ④、362Ⅳ⑥等)に伴う見直し(施規98Ⅰ、100Ⅰ、112Ⅱ)を行うとともに、②監査を支える体制や監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化等を図るための改正(施規98Ⅳ、100Ⅲ、112Ⅰ)が行われた。いずれも現行規定を具体化するものである。

また、大会社である取締役会設置会社の取締役は、内部統制システムの整備について決定しなければならないとされるが(会社法362Ⅴ)、内部統制システムを整備しないという決定であってもこれに違反するわけではなく、取締役の善管注意義務(法330、民法644)に基づき、各社の状況に応じて判断すべきものとされる(意見第3.2.(9)㉒)

このため、現行規定に基づく内部統制システムの整備についての決定を適切に行っている会社であれば、改正後も内部統制システムの整備についての決定義務に違反することはないと考えられるとしている。これらの点も考慮して、本改正については、特段の経過措置を設けないこととされている(意見第3.2.(9).④)。

#### ①決議方法

この改正により、「企業集団の業務の適正を確保するための体制」(施規98 I ⑤、100 I ⑤、112 II ⑤)について、新たに例示が規定されているが、現行法制下において企業集団における業務の適正を確保するための体制が適切に構築されているのであれば追加の対応は不要であり、追加された事項に形式的に区分した決議をすることまでも求めるものではなく、実質的に当該事項について決議がされていればよいとしている(意見第3.2.(9).②)。

同様に、監査役等の使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項(施規98IV、100 III、110の4 I、112 I)についても、新たに規定された事項について形式的に区分した決議をすることまでも求めるものではなく、複数の事項をまとめて決議することも許容されるとしている(意見第3.2.(9).⑩)。

#### ②企業集団における業務の適正を確保するための体制

「企業集団における業務の適正を確保するための体制(施規98 I ⑤、100 I ⑤、110の4 II ⑤、112 II ⑤)」に掲げる体制は、企業集団全体の内部統制についての当該株式会社における体制であり、企業集団全体の内部統制についての当該株式会社における方針を定めること等が想定されている。また、当該方針は、企業集団を構成する子会社の業種、規模、重要性等を踏まえたものであり、「企業集団における業務の適正を確保するための体制」は、当該株式会社が企業集団を構成する子会社自体の体制について決議することを求めるものではないとしている(意見第3.2.(9).③)。

なお、「親会社」との関係での企業集団における業務の適正を確保するための体制(施規98 I ⑤、100 I ⑤、110の4 II ⑤、112 II ⑤)については、現行の規律から変更はない(意見第3.2.(9).⑦)。

#### ③監査を支える体制に係る規定の充実・具体化

改正省令では、監査を支える体制に係る規定の充実・具体化として、「監査役等の使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項」、「監査役等への報告に関する体制」、「監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」及び「監査役等の監査費用の償還等の手続その他の監査費用の処理に係る方針」が規定されている(施規98IV、100 III、110の4 I、112 I)。

ここで、「監査役等の使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項」は、現行の「監査役等の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項」と共通の体制として定められることも多いことが想定されている(意見第3.2.(9).⑨)。

また、「監査役等の監査費用の償還等の手続その他の監査費用の処理に係る方針」については、監査費用の処理についての監査役等の予測可能性を高め、監査役等の職務の円滑な執行に資すると考えられることから設けることとしたとしている(意見第3.2.(9).⑪)。

#### ④内部統制システムの運用状況の開示

改正省令では、事業報告において、内部統制システムの運用状況の概要を記載することとされている(施規118②)。この記載内容について、単に「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しているというだけの記載は、通常は、「運用状況の概要」の記載とは言い難いと考えられるとしている(意見第3.2.(11).①)。

また、その範囲として金融商品取引法上の内部統制報告書制度における財務報告に係る内部統制に限らないとしている(意見第3.2.(11).②)。さらに、「運用状況の概要」は、客観的な運用状況を意味し、運用状況の評価の記載まで求めない(なお、運用状況の評価を記載することを妨げるものでもない。)としている(意見第3.2.(11).③)。

## (2) 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権の監査役等への付与等

改正法では、会計監査人の選解任等の議案の内容については、監査役等が決定権を有することとされ(会344 I、Ⅲ、399の2Ⅲ②)、会計監査人の選任に関する議案については、株主総会参考書類において、監査役等が当該候補者を会計監査人とした理由を、株主総会の参考書類に記載することとされている(施規77③)。一方、会計監査人の報酬の決定権者の変更については見送られているが、事業年度の末日において公開会社である場合には、当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額及び当該報酬額について、監査役等が会計監査人の報酬の同意をした理由を記載することとされている(施規126②)。

この報酬等について監査役等が同意をした理由として、各社の状況に応じた合理的な記載をすることでよいとされている。なお、各社の状況にもよるが、過去の報酬実績、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」<sup>2</sup>等を参考に報酬を確認した旨の記載は、少なくともその一内容となり得るとしている(意見第3.2.(11).④)。

## (3) ウェブ開示事項

改正省令では、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に係るウェブ開示によるみなし提供事項の拡大を行っている(施規94 I、133Ⅲ、計規133Ⅳ)。これは、平成25年12月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)において決定された「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」において、当該事項を拡大する方向で検討を進めることとされたことを受けたものとされている(意見第3.2.(8)①)。他方で、例えば、当該事業年度における事業の経過及びその成果等の類型的に株主の関心が特に高いと考えられる事項等については、現行規則の規律を維持することとされている。

また、ウェブ開示によるみなし提供事項以外の事項についてもウェブに掲載することを妨げるものではないことの確認の規定が設けられているが(施規94Ⅲ、133Ⅶ、計規133Ⅷ)、これは、現在の実務において、ウェブ開示によるみなし提供事項とされていてもウェブ開示が行われていない事項が多く、主に個別注記表又は連結注記表に表示すべき事項についてのみ、その他の事項とは別のファイルでウェブ開示が行われるのが一般的であり、このような状況に対し、情報の一覧性がなく不便であるとの指摘があったことを踏まえたものとされている(意見第3.2.(8)⑤)。

なお、このウェブ開示事項に関する改正についての経過措置はなく、改正省令の施行日(平成27年5月1日)から適用される(意見第3.2.(8)③、④、3(2)②)。

2 日本監査役協会は、平成27年3月上旬を目途に「会計監査人の選解任議案の決定権に関する監査役の対応指針」を公表するとしている(公益社団法人日本監査役協会事務局「監査役監査基準等の今後の改定スケジュールについて」(平成27年1月23日)  
<http://www.kansa.or.jp/news/ns150123.pdf>)。

**(4)利益相反取引の開示**

改正省令では、子会社少数株主等の利益を保護するため、その親会社等との間の一定の利益相反取引について、次に掲げる事項を事業報告又は(会計監査人設置会社以外の会社については)その附属明細書の内容に追加している(施規118⑤、128Ⅲ、計規112 I ただし書)。

- 当該取引をするに当たり会社の利益を害さないように留意した事項(当該事項がない場合にあつては、その旨)
- 当該取引が会社の利益を害さないかどうかについての取締役(会)の判断及びその理由
- 社外取締役を置く会社において、取締役(会)の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

ここで、「当該取引をするに当たり会社の利益を害さないように留意した事項」については、具体的内容としてどのようなものを記載すべきかは、その趣旨及び取引の内容等に照らして、各社において適切に判断されるべきものとされている(意見第3.2.(11)⑬)。また、上記の取締役(会)の「判断及びその理由」については、開示の対象となる取引について、個別に又は取引の時点で判断をすることまで求めるものではなく、取引の種類ごとに包括的に判断し、また、当該判断の内容が記載された事業報告の承認をもって取締役会の判断とすることも許容されるとしている(第3.2.(11)⑨)。

さらに、当該事項は、子会社に少数株主が存しない場合も記載等が必要とされる。これは、個別注記表又は計算書類の附属明細書における関連当事者との取引に関する注記を前提として、取締役の判断及びその理由等の開示を求めるものであるところ、会社計算規則上、当該注記について完全親会社との取引であるからといって注記が不要であるとはされていないこと(計規112参照)、上記の事項を開示することにより親会社等との間の取引条件の適正を確保し、子会社少数株主等の利益を保護しようとするものであること等を踏まえて、完全親会社との取引を含めて、事業報告又はその附属明細書における開示を要することとするものであるとしている(第3.2.(11)⑩)。

**II. 施行時期及び経過措置**

改正省令は、以下を除き、改正法の施行日(平成27年5月1日)から施行される(改正省令附則1)。

規定	施行日
企業結合に関する会計基準等の改正に伴う改正(計規76 I、93 I、94、96 II・VII・VIII、102 I、113の改正規定)	公布の日(平成27年2月6日)
税理士法施行規則の改正に伴う改正(施規103 IIの改正規定)	平成27年4月1日

経過措置については、以下のとおりである(原案からの変更箇所は下線部)。

項目	経過措置
<p>会社法施行規則関係</p> <p>株主総会参考書類に係る改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会に係る株主総会参考書類について、                         <ul style="list-style-type: none"> <li>①改正後の会社法施行規則第74条第3項、第76条第3項及び第77条第8号の規定にかかわらず、なお従前の例による(改正省令附則2Ⅱ)。</li> <li>②改正後の会社法施行規則第74条の3第3項の規定の適用については、同項中「他の者」とあるのは「他の会社」と、「子会社等」とあるのは「子会社」とする。この場合において、同項第1号の規定は、適用しない(改正省令附則2Ⅲ)。</li> <li>③その記載に係る特定関係事業者については、改正後の会社法施行規則第2条第3項第19号の規定にかかわらず、なお従前の例による(改正省令附則2Ⅳ)。</li> </ul> </li> <li>■ 上記のほか、施行日前に招集の手続が開始*された株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例による(改正省令附則2Ⅴ)。</li> </ul> <p>※株主総会参考書類の記載事項が(取締役会設置会社においては取締役会の決議によって)決定された時点を指す。</p>
<p>事業報告及びその附属明細書に係る改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告及びその附属明細書の記載又は記録については、なお従前の例による。 ただし、施行日以後に監査役の監査を受ける事業報告については、改正後の会社法施行規則第124条第2項及び第3項の規定(社外取締役を置くことが相当でない理由)を適用する(改正省令附則2Ⅵ)。</li> <li>■ 施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る株式会社の事業報告に係る改正後の会社法施行規則第118条第2号の規定(内部統制システムの運用状況の概要)の適用については、同号中「運用状況」とあるのは、「運用状況(会社法の一部を改正する法律の施行の日以後のものに限る。)」とする(改正省令附則2Ⅶ)。</li> <li>■ 上記の事業報告及びその附属明細書に係る改正後の会社法施行規則第118条第5号及び第128条第3項の規定(利益相反取引)の適用については、これらの規定中「含む」とあるのは、「含み、会社法の一部を改正する法律の施行の日以後にされたものに限る」とする(改正省令附則2Ⅷ)。</li> </ul>

項目		経過措置
会社計算規則関係	連結計算書類における表示に係る改正	平成27年4月1日以後に開始する事業年度に係る連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による(改正省令附則3 I)。
	株主資本等変動計算書における暫定的な会計処理の確定に係る改正	平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度に係るものについては、同項の規定を適用することができる(改正省令附則3 II)。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-jgaap@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International..